

福岡県公報

平成20年7月7日
第2845号

目次

告示(第1130号 - 第1141号)

大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 1
土地改良事業の同意	(農村整備課) 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 6
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課) 6
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 7
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 7
公安委員会		
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部警察安全相談課) 7
雑報		
平成20年度行政書士試験の実施	(市町村支援課) 8
福岡北九州高速道路債券の定時償還に係る抽せんの結果	(高速道路対策室) 9

告示

福岡県告示第1130号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成20年6月25日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパードラッグコスモス吉井店
 - 所在地 福岡県うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗を新設する日
平成21年2月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,330平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外	54

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外	11.62

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	同 意 年 月 日
久留米市	維持管理事業 (筑後川下流左岸地区)	平成20年6月18日

福岡県告示第1132号

深野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
渡 邊 一 政	築上郡築上町大字上深野341番地1
松 本 雄 二	〃 〃 〃 296番地
門 田 康 正	〃 〃 〃 303番地
木 下 五 十 三	〃 〃 〃 340番地
清 水 重 美	〃 〃 〃 508番地1
高 橋 幸 典	〃 〃 〃 413番地
中 園 幸 一	〃 〃 〃 700番地
大 城 戸 一 幸	〃 〃 大字下深野329番地
竹 本 日 出 木	〃 〃 大字袈裟丸153番地1
渡 邊 桂 太 郎	〃 〃 大字上深野703番地
西 村 義 伯	〃 〃 大字上深野714番地

2 退任監事

氏 名	住 所
奥 村 幸 利	築上郡築上町大字上深野370番地

奥村 三喜男	"	"	"	370番地2
中 八 美	"	"	"	762番地10

3 就任理事

氏 名	住 所			
渡 邊 一 政	築上郡築上町大字上深野341番地1			
松 本 雄 二	"	"	"	296番地
門 田 康 正	"	"	"	303番地
木 下 五 十 三	"	"	"	340番地
清 水 重 美	"	"	"	508番地1
高 橋 幸 典	"	"	"	413番地
中 園 幸 一	"	"	"	700番地
大城戸 一 幸	"	"	大字下深野329番地	
竹 本 日 出 木	"	"	大字袈裟丸153番地1	
渡 邊 桂 太 郎	"	"	大字上深野703番地	

4 就任監事

氏 名	住 所			
奥村 幸 利	築上郡築上町大字上深野370番地			
奥村 三喜男	"	"	"	370番地2
中 八 美	"	"	"	762番地10

福岡県告示第1133号

沓尾・長井土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所			
-----	-----	--	--	--

丸 山 義 照	行橋市大字長井235番地			
宮 崎 和 禮	"	大字元永655番地		
浦 本 誠 一 郎	"	大字沓尾51番地		
山 下 俊 夫	"	大字沓尾380番地2		
浦 松 猛 夫	"	大字元永649番地1		
則 松 定 市	"	大字津留788番地		
宮 崎 喜 守	"	大字長井287番地		
柴 伐 修 治	"	"	217番地	

2 退任監事

氏 名	住 所			
西 哲 嗣	行橋市大字長井193番地			
永 野 晴 道	"	"	598番地2	

3 就任理事

氏 名	住 所			
丸 山 義 照	行橋市大字長井235番地			
宮 崎 和 禮	"	大字元永655番地		
山 下 俊 夫	"	大字沓尾380番地2		
浦 松 猛 夫	"	大字元永649番地1		
則 松 定 市	"	大字津留788番地		
宮 崎 喜 守	"	大字長井287番地		
柴 伐 修 治	"	"	217番地	

4 就任監事

氏 名	住 所			
廣 津 壽 文	行橋市大字沓尾405番地			
永 野 晴 道	"	大字長井598番地2		

福岡県告示第1134号

南嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
吉貝 鐵 弘	嘉麻市泉河内1582番地
篠崎 繁 幸	" 千手3314番地
大場 好 親	" 小野谷650番地
豊田 武	" 嘉穂才田1663番地 2
柿坂 廣 人	" 桑野3978番地
松尾 稔	嘉穂郡桂川町大字内山田775番地
大塚 壽 丸	嘉麻市泉河内729番地
佐藤 邦 英	" 千手3665番地
石井 久 之	" 小野谷1299番地
上野 善太郎	" 桑野3956番地

2 退任監事

氏名	住所
小路 松 次	嘉麻市小野谷794番地
有吉 輝	" 嘉穂才田2138番地
木附 淳 一	" 泉河内301番地

3 就任理事

氏名	住所
吉貝 鐵 弘	嘉麻市泉河内1582番地
篠崎 繁 幸	" 千手3314番地 1
大場 好 親	" 小野谷650番地
豊田 武	" 嘉穂才田1663番地 2

柿坂 廣 人	" 桑野3978番地
佐藤 邦 英	" 千手3665番地
大塚 壽 丸	" 泉河内729番地
松尾 稔	嘉穂郡桂川町大字内山田775番地
石井 久 之	嘉麻市小野谷1299番地
上野 善太郎	" 桑野3956番地

4 就任監事

氏名	住所
小路 松 次	嘉麻市小野谷794番地
有吉 輝	" 嘉穂才田2138番地
木附 淳 一	" 泉河内301番地

福岡県告示第1135号

下午隈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
浅田 清 美	嘉麻市牛隈1335番地 1
林 秀 一	" " 1462番地

2 就任理事

氏名	住所
浅田 信	嘉麻市牛隈1335番地 1
金光 幸 茂	" " 1885番地

福岡県告示第1136号

嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
江藤勝俊	嘉麻市屏58番地
実藤重徳	" 中益354番地
縄田穎一	" 馬見596番地
原田孝行	" 中益77番地
武田重富	" 大隈367番地
武田正幸	" " 257番地
田中義之	" 椎木307番地 1
瀧下泰幸	" 屏55番地 4
初井義行	" " 1309番地
縄田忠實	" 馬見581番地
山口勝好	" " 2732番地
廣方義次	" 上966番地 1
實岡耕一	" 宮吉127番地
大塚國光	" " 166番地
大里修二	" 桑野3199番地
桑野榮	" 小野谷1302番地
大里健次	" 桑野3185番地
原田聖	" " 1846番地
楳司	" " 4246番地

2 退任監事

氏名	住所
宮地忠生	嘉麻市宮吉266番地

齋藤英俊	" 大隈889番地
縄田榮藏	" 馬見615番地 1

3 就任理事

氏名	住所
江藤勝俊	嘉麻市屏58番地
実藤重徳	" 中益354番地
縄田穎一	" 馬見596番地
野見山輝久	" 中益155番地
武田重富	" 大隈367番地
武田 凜	" " 252番地
田中義之	" 椎木307番地 1
瀧下泰幸	" 屏55番地 4
初井義行	" " 1309番地
縄田忠實	" 馬見581番地
山口勝好	" " 2732番地
熊本富美男	" 上88番地
小路太吉	" 小野谷791番地
大塚國光	" 宮吉166番地
大里修二	" 桑野3199番地
實岡耕一	" 宮吉127番地
大里健次	" 桑野3185番地
楳司	" " 4246番地

4 就任監事

氏名	住所
宮地忠生	嘉麻市宮吉266番地
齋藤英俊	" 大隈889番地
縄田榮藏	" 馬見615番地 1

福岡県告示第1137号

千手土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
山口 明	嘉麻市嘉穂才田1328番地
大屋 千嘉穂	" " 699番地7
久家 利美	" 九郎原2497番地
有吉 重敏	" 大力159番地
倉智 武光	" 千手1949番地1
溝口 正明	" " 1803番地
久家 英穂	" 九郎原2462番地
福田 勇雄	" 大力1924番地1
日高 忠幸	" 嘉穂才田1162番地6
松岡 恵介	" 大力1047番地

2 退任監事

氏名	住所
渡辺 俊二	嘉麻市千手1856番地
手島 勇吉	" 大力1885番地
田中 重治	" 嘉穂才田269番地1

3 就任理事

氏名	住所
大屋 千嘉穂	嘉麻市嘉穂才田699番地7
福田 勇雄	" 大力1924番地1

久家 利美	" 九郎原2497番地
山口 明	" 嘉穂才田1328番地
有吉 重敏	" 大力159番地
山本 信之	" 千手2484番地
溝口 正明	" " 1803番地
久家 英穂	" 九郎原2462番地
日高 忠幸	" 嘉穂才田1162番地6
松岡 恵介	" 大力1047番地

4 就任監事

氏名	住所
渡辺 俊二	嘉麻市千手1856番地
手島 勇吉	" 大力1885番地
田中 重治	" 嘉穂才田269番地1

福岡県告示第1138号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
福岡市西区今津字濱崎山302の3、302の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	直 方 北 九 州 線 自 転 車 道	前	遠賀郡芦屋町大字山鹿863番35先から 遠賀郡芦屋町大字山鹿864番先まで	3.5 ~ 94.5	168.0
			後	遠賀郡芦屋町大字山鹿863番35先から 遠賀郡芦屋町大字山鹿864番先まで	3.5 ~ 94.5	

福岡県告示第1140号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスポ花見が丘
- (2) 所在地 福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年7月7日から同月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市東区香椎浜三丁目地先及び香椎照葉五丁目地先の各一部並びに香椎浜三丁目及び香椎照葉五丁目の各一部、福岡市西区拾六町一丁目、壱岐団地、大字太郎丸、元浜一丁目及び大字元岡の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課

公安委員会

福岡県公安委員会告示第227号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第15号）による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に規定する犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年7月7日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

平成20年5月2日から同年5月31日までの間、警察庁長官官房給与厚生課において行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めたモデル審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、実施しなかった。

2 審査基準の設定の日

平成20年7月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部警察安全相談課に備え置く。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成20年度行政書士試験を次のように実施する。

平成20年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成20年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

イ 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成20年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

ロ 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

イ 郵送による受験申込み

(1) 受付期間

平成20年8月4日（月）から9月5日（金）まで

(2) 受付機関及び申込方法

（財）行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により配達記録郵便で郵送すること。9月5日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

(4) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

郵送配布

配布期間

平成20年8月4日（月）から8月29日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号（A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ））を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月29日必着のこと。）。

〒100-8779 郵便事業（株） 銀座支店留

（財）行政書士試験研究センター

窓口配布

配布期間

平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで(次の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜及び日曜を除き、福岡県行政書士会においては土曜、日曜並びに8月13日(水)から15日(金)までを除く。)

配布場所

- ・ 福岡県企画・地域振興部市町村支援課、県民情報センター、北九州県民情報コーナー、京築県民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー及び筑後県民情報コーナー(配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)
- ・ 福岡県行政書士会(福岡市博多区千代4丁目29番46号アストール博多ビル2階。配布時間は午前9時から午後5時まで。)

□ インターネットによる受験申込み

(1) 受験申込画面への入力

センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

(2) 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとする。

利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 受付期間

平成20年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了する。接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月2日)は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者については、障害の状態により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ずセンターに相談

すること。

6 合格発表の日時及び方法

イ 合格発表の日時

平成21年1月26日(月)午前9時

ロ 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター(電話(03)5251-5600)に対して行うこと。

福岡北九州高速道路公社公告第5号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定したので福岡北九州高速道路債券規程第7条の規定により公告する。

平成20年7月7日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)
第97回福岡北九州高速道路債券	100万円	13,694 ~ 14,443	平成20年7月28日	750,000
第99回福岡北九州高速道路債券	100万円	15,192 ~ 15,941	平成20年7月28日	750,000

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号